

第3章 全体構想

1 土地利用の基本方針

■ 基本的な考え方

- 都市の基本構造（丘陵・田園・集落・市街地等）や既存ストック（都市基盤施設、住居・商業・工業の立地特性等）の維持・継承
- コンパクトシティの実現に向けた選択と集中による市街地の形成と無秩序な開発の抑制
- 道路交通網との連携に配慮した土地利用の推進
- 定住・就業の場にふさわしい都市的土地利用と丘陵地・農地等の自然的土地利用との調和

（1）核の形成

①都市核

- ・活動中心拠点における市役所本庁舎やJR氏家駅周辺地域においては、防災・防犯上の安全な空間づくり、ユニバーサルデザインの空間づくり、商業・医療・公共公益施設などを利用しやすい環境づくり、公共交通を基本とした交通ネットワークの充実・強化などを進め、多様な都市活動機能の集積を活かした、子供からお年寄りまでより多くの人々が利用しやすい都市核の形成に努めます。
- ・また、地域の特性を踏まえ、中心市街地の再生に向けた面的整備等の実施を検討し、活動中心拠点における良好な街なか居住の促進を図ります。

②観光交流核

- ・生活交流拠点における喜連川支所や道の駅きつれがわ周辺地域においては、市街地と道の駅きつれがわの周遊機能を強化し、地域の特性に応じた賑わい環境や街並みの形成を検討するとともに、防災・防犯上の安全な空間づくり、歩行者・自転車に配慮した空間づくり、バス等の公共交通の利用しやすい環境づくりなどを進め、温泉や歴史文化資源など観光機能の集積を活かした観光交流核の形成に努めます。
- ・併せて、日常生活の利便性を図ることで、生活交流拠点への居住誘導に努めます。

（2）住居系土地利用

①低層住宅地

【土地区画整理事業実施区域（草川地区、氏家駅西部地区、上阿久津台地地区、東原地区）】

- ・土地区画整理事業により基盤整備の完了した住宅地（草川地区、氏家駅西部地区、東原地区）及び基盤整備の進む住宅地（上阿久津台地地区）については、良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに、良好な住環境の維持に努めます。

②一般住宅地

【氏家市街地及び喜連川市街地における住宅地（土地区画整理事業実施区域を除く）】

- ・既成市街地として宅地化の進む住宅地については、幹線道路等の基幹的施設の整備や、生活道路・公園等の基盤施設の整備、公共下水道の整備を進め、生活環境の水準向上に努めます。

③林間住宅地

【フィオーレ喜連川、桜ヶ丘】

- ・自然との調和の図られた大規模開発住宅地については、民間との連携・協力を図りながら、魅力ある住宅・宅地の供給促進に努めるとともに、地区計画の内容に即した建物形態の適正な規制・誘導、高齢化に対応した公共交通サービスの充実、日常生活に必要なサービスの確保に努め、特色ある暮らしやすい住環境の形成に努めます。

④集落地

【用途地域無指定区域における農村集落】

- ・農村集落の暖かな環境やコミュニティの維持を図るため、営農環境の維持やそこに住まう人達の生活ニーズを踏まえながら、浄化槽の設置促進、生活道路や公園等の整備、公共交通の充実等による生活基盤の確保に努めます。

⑤住環境改善地区

【大野地区、上野地区（用途地域無指定区域における住宅地）】

- ・用途地域無指定区域であるものの、既に宅地化が進行し、今後の宅地開発需要も高いと想定される住宅地（大野地区、上野地区）については、望ましい住環境のあり方を明確化しながら、その実現に向けた段階的な取り組みを基本に、地区計画等の指定検討や土地開発指導要綱に基づく宅地開発の誘導・調整、生活道路や下水道等の生活基盤施設の整備、用途地域や特定用途制限地域等の指定検討などに努めます。

（3）工業系土地利用

①工業地

【喜連川工業団地、蒲須坂工業団地（その他既存の工業施設用地を含む）】

- ・喜連川工業団地及び蒲須坂工業団地の既存工業地においては、今後とも良好な工業生産活動が継続できるよう、広域幹線道路等との円滑なアクセスや安定的な工業用水の確保、工業生産基盤の維持・充実に努めます。

②新規工業地

【河戸地区周辺】

- ・大規模企業及び関連企業進出の受け皿となる新規工業地においては、周辺市町や広域幹線道路等との交通アクセスの強化、安定的な工業用水の確保に努めるとともに、周囲の生活環境との調和に配慮した、既存の地形や緑を活かした工業用地の形成に努めます。

（4）商業系土地利用

①商業地

【氏家市街地における商業地】

- ・交通要衝地としての特性を活かしながら、商業・業務施設を主体とする、さくら市の中心にふさわしい商業地の形成を図ります。
- ・市民生活の利便と質を高め、さくら市の賑わいを創出するため、既存中心市街地商店街等の機能強化を基本に、商店街の再生（滞留拠点整備、街路整備）、老朽化した店舗や建物の更新、街並みの適切な誘導や緑化の充実、回遊性に配慮した歩きやすい歩行者空間の整備、適正な駐車スペースの確保などを図ります。

【喜連川市街地における商業地】

- ・現在の商業環境を基調としながら、市民の日常的な買い回りや、観光需要に対応する商業地の形成を図ります。
- ・地区の利便性を確保する商業機能の充実を図るため、日常生活ニーズに対応する商業施設の拡充、公共交通の充実や駐車場の整備、快適に歩ける歩行者空間の確保に努めます。
- ・人々の交流を育む観光機能の充実を図るため、道の駅きつれがわや周囲のレクリエーション施設等との連携に配慮しながら、観光型商業施設の拡充、歩行者空間の整備、適正な駐車スペースの確保、周囲の山並みとの景観的な調和（建物の意匠や色彩）を図り、より多くの人々が気軽に訪れたいくなる環境づくりに努めます。

②沿道サービス地

【氏家市街地の国道4号の沿道】

- ・国道4号の広域流動を活かした、生活利便を高める商業・サービス施設の集積・立地を図ります。

【氏家市街地及び喜連川市街地に隣接する国道293号の一部沿道】

- ・商業地との商業バランスや市街地との一体性を考慮しながら、地域に居住する市民の生活利便確保に必要となる、沿道型の商業・サービス地の適正な形成を促進します。

(5) 自然系土地利用

①丘陵地

【喜連川丘陵の一带】

- ・大切な自然資源として、生態系の維持や環境の保護を基本とした森林資源および河川とその周辺の谷津環境の保全を図ります。

②農地

【用途地域無指定区域における農地の一带】

- ・生産性の高い農業を支える、まとまりのある農地を形成し、安全・安心な食を確保する、優良な農地の保全を図ります。

③河川

【鬼怒川、五行川、荒川、内川、江川】

- ・生物多様性豊かな生態系の保護や、優れた景観の維持を基本とした水辺空間の保全を図ります。

④スポーツ・文化・レクリエーション施設

【総合公園、鬼怒川運動公園、菖蒲沢公園、勝山公園・氏家ゆうゆうパーク、お丸山公園、ゴルフ場】

- ・様々な交流を促す貴重な資源として、ライフスタイルに応じたレクリエーション(保養・娯楽)環境や、市民の誇りやふるさと意識を高める歴史的・文化的環境の整備・保全を図ります。

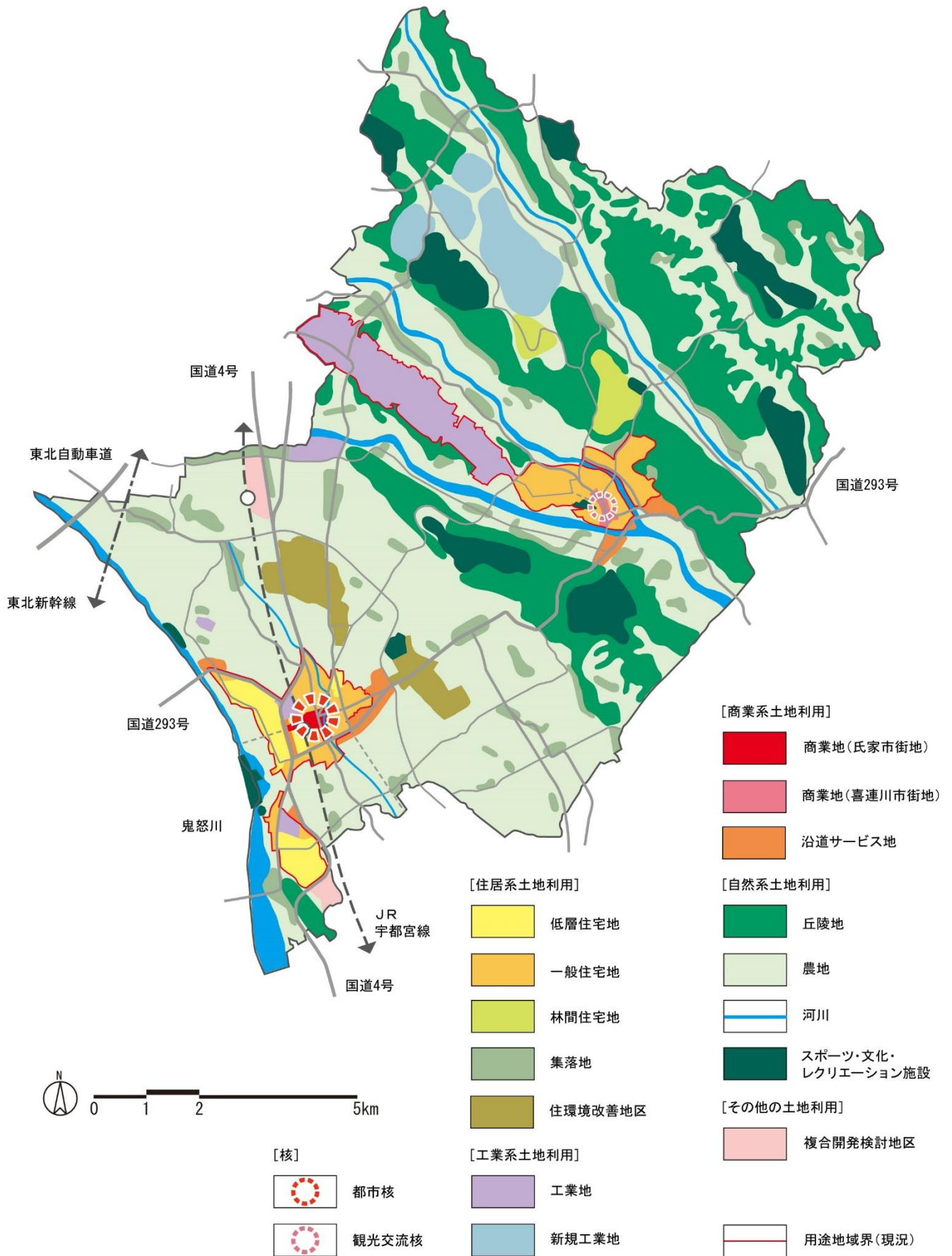
(6) その他の土地利用

①複合開発検討地区

【配置方針】蒲須坂駅以東、上阿久津台地以南

- ・既存市街地への誘導を優先とし、社会経済動向や人口定着動向等を見据えた、新たな開発の将来的な実施を誘導する地区とします。

《 図：土地利用の配置方針 》



2 交通体系整備の基本方針

■ 基本的な考え方

- 首都圏、県都宇都宮市、さくら市内（両市街地）の連携・交流を強化する道路網の形成
- 先端産業や研究開発機能を有する近隣市町との新たな連携軸づくりに向けた道路網の整備
- 都市機能（居住・商業・工業・観光等）の向上や市民の生活を支える身近な道路網の形成
- 安全で快適な歩行者空間の創出
- マイカー利用に依存しないより多くの人々が移動しやすい公共交通サービスの実現
- 環境負荷の軽減や交通弱者への対応

（1）道路交通体系整備の方針

① 広域幹線道路

【位置づけられる路線】東北自動車道、国道4号、国道293号

- ・広域的な自動車交通の円滑な処理や、周辺都市・拠点との連絡を担う重要な路線として、各道路管理者等との調整を図りながら、整備・維持管理を促進します。

② 幹線道路

【位置づけられる路線】（一）下河戸片岡線、（主）那須烏山矢板線、（主）塩谷喜連川線、（一）熊田喜連川線、（主）大田原氏家線、（一）上高根沢氏家線、（一）氏家宇都宮線、（一）花岡狭間田線、（主）今市氏家線、（一）蛭田喜連川線、（一）佐久山喜連川線、（一）蒲須坂喜連川線など

主要な市道：矢板IC及び上河内SIC方面へのアクセス路、市道U1-11号、市道U1-16号、市道K3152号など

- ・広域幹線道路を補完し、近隣市町との連絡や市内の各地区・各施設間の連絡を担う、さくら市の骨格を形成する路線として、県に対する整備要請や協力依頼を行いながら、早期整備を促進します。
- ・特に、大規模企業の立地により産業機能の高まりが予想される本市と、先端産業や研究開発機能等を有する他市町とを結び、新たな産業の連携軸形成を担う重要な路線として（主）那須烏山矢板線を位置づけ、整備に向けた積極的な取り組みに努めます。
- ・また、新規工業地における良好な操業環境を確保するため、東北道矢板IC方面へのアクセス性を高める（一）下河戸片岡線や主要な市道（市道U1-11号、市道U1-16号、市道K3152号）、通勤者等の交通量の増加に対応する（主）大田原氏家線を重要な取り組み路線と位置づけ、積極的な整備促進を図ります。
- ・国道4号及び国道293号における円滑な交通処理を図り、氏家市街地の迂回路として機能する、国道293号櫻野南交差点以南の（一）上高根沢氏家線の整備を促進します。

③ 補助幹線道路

【位置づけられる路線】幹線道路以外の県道、主要な市道

- ・幹線道路を補完し、地区内交通への対応や市民の暮らしに身近な生活道路からの集散を担う路線として、県に対する整備要請や、市が主体となった積極的な整備を図ります。
- ・特に、県北方面と高根沢市街地・工業団地（清原・芳賀等）方面とを結ぶ、幹線道路の補完的機能を担う広域農道グリーンライン（市道U1-20号）を重要な取り組み路線と位置づけ、機能強化に向けた取り組みに努めます。
- ・また、国道4号及び国道293号における円滑な交通処理や朝夕の渋滞緩和を図るため、氏家市街地及び喜連川市街地の迂回路となるバイパスの整備を促進します。

④地域幹線道路

【位置づけられる路線】市道

- ・市民の日常生活や個々の宅地への連絡を支える地域の主要な生活道路として、既存の市道の整備・充実を図ります。
- ・住宅の集積や未利用地の散在、生活道路の不足等がみられる大野地区、上野地区等においては、住環境の改善・向上を図るため、既存の市道を活用し、良好な街区の形成に資する、適正な交通処理機能を有する道路としての拡充整備を進めます。

⑤市街地間連絡道路

【位置づけられる路線】さくらロード（市道U1-10号・K2009号等）

- ・両市街地（氏家・喜連川）間の交流・連携を促し、双方の市街地における都市機能の強化やさくら市としての一体性の強化を担う路線として、また、様々な都市活動を支える路線として広域幹線道路への延伸整備を進めます。

⑥交通安全対策施設

- ・歩行者や自転車が安全に利用できるよう、主に、土地区画整理事業等による地区整備が実施されていないJR氏家駅東部の市街地や喜連川市街地において、交通量に応じた道路の拡幅整備や、無電柱化等による歩行者空間の確保に努めます。
- ・JR氏家駅や市庁舎、公共公益サービス施設、小・中学校、公園など、人の集まる主要な施設周辺においては、歩道の整備・充実やバリアフリー化の推進に努めます。
- ・また、市民のニーズや整備の緊急性を踏まえながら、標識やカーブミラーの設置、夜間の事故を防止する街灯の設置など、交通安全対策施設の整備を進めます。
- ・小・中学校の通学路については、安全な歩行空間の確保に努めるとともに路面表示等による車両運転者への注意喚起、合同点検の実施など、安全対策に向けた取り組みを推進します。

（2）公共交通体系整備の方針

①公共交通網の形成

- ・市民生活を支え、より快適に暮らし続けるため、通勤、通学、買い物、通院等の生活交通需要への対応、市街地の活性化や観光の振興へ寄与する公共交通網を形成し、安定的に運行が継続していけるよう努めます。

②鉄道

- ・JR氏家駅及びJR蒲須坂駅周辺においては、アクセス路や駐車場・駐輪場の確保、バリアフリー化の促進などに努め、交通結節点としての利用環境の充実にも努めます。

③バス

- ・周辺市町との連絡性や両市街地（氏家・喜連川）間の容易な移動性を確保するため、幹線的なバス交通の機能維持やバリアフリー化の推進などによる利用環境の向上に努めます。

④乗合タクシー（デマンド交通）

- ・高齢化への対応や、集落地及び市街地遠方部における生活利便の確保を図るため、氏家地域および喜連川地域でそれぞれ運行する乗合タクシーの効率的・効果的な運行に努めます。

（3）都市計画道路の整備

- ・都市計画道路については、氏家地区において15路線が計画決定（総延長24.98km）され、10路線が整備済、5路線が未整備となっています。
- ・改良済の各路線については、適正な維持・管理に努めます。
- ・未着手路線（概成済及び未改良部分）については、財政状況や住環境整備との整合性を踏まえながら、早期の着手に向けた実現方策の検討を図るほか、（都）勝山通り線については、（都）宇都宮陸羽線の整備による大きな交通環境の変化を踏まえ、必要に応じた検証・見直しを進めます。

3 その他都市施設整備の基本方針

■ 基本的な考え方

- 適切な規模や配置に配慮した多様な公園緑地の整備
- 安全な水の安定供給や適切な排水の処理
- 安全で衛生的な生活環境の確保
- 少子高齢社会への対応や文化・交流活動を支援する施設の整備と利用環境の向上

(1) 公園緑地整備の方針

[都市公園等の整備]

- ・既に整備されている都市計画公園（氏家地区 14 箇所、喜連川地区 2 箇所）については、公園の有する景観形成機能や防災機能の充実に努めるとともに、住民との協働による、適切な維持・管理の検討を進めます。
- ・また、公園内での事故を未然に防止するため、公園施設の安全点検や、遊具の適切な維持・管理に努めます。
- ・都市計画緑地として整備される 1 号氏家緑地及び 2 号鬼怒グリーンパークについては、生態系維持に配慮した保全に努めるとともに、より多くの人を訪れ、自然に親しむことのできる環境づくりを進めます。
- ・その他の都市公園となる寛方・タゴール平和記念公園と勝山公園については、歴史的・文化的環境の保全や適切な維持・管理に努めます。

[都市公園等の適切な配置]

- ・生活に身近な日常的利用に供する新たな公園緑地等については、公園整備が十分でない氏家市街地の JR 宇都宮線以東や喜連川市街地、住宅の集積する大野地区や上野地区等を中心に、整備の必要性や緊急性に応じながら、公園に求められる機能や誘致圏域に配慮した適切な配置に努めます。
- ・都市公園等の新たな整備用地等の確保が困難な街なか等においては、道路わきや空き地を活用したポケットパーク等の設置を検討し、身近な憩いや潤いの空間確保に努めます。

(2) 河川整備の方針

- ・治水、利水、環境等に配慮した河川となるよう、那珂川水系の一級河川に位置づけられる江川において、河川改修を進めるとともに、利根川水系の一級河川に位置づけられる鬼怒川、五行川において、河川改修や水辺環境の整備等を進めます。
- ・未改修河川については、河川管理者等との調整を図りながら、早期整備を促進します。
- ・また、異常気象等の自然環境の変化に対応できる災害に強い河川整備を検討します。

(3) 水供給・処理施設整備の方針

[上水道]

- ・市全域において、良質で安全な水道水の安定供給が図られるよう、水源の確保や水道給水区域の拡大に努めるとともに、既設管路の適切な維持・管理や更新を進めます。

[下水道]

- ・公共下水道（汚水排水）については、事業認可区域における未供用区域の整備を推進し、その進捗状況に応じながら、順次、事業認可区域の拡大を検討します。
- ・雨水排水については、放流先となる河川整備を図るとともに、市街地における排水路の整備に努めます。
- ・農業集落排水施設の整備された地区においては、施設の適正な維持・管理に努めます。

(4) 公共公益施設（教育・コミュニティ・福祉）整備の方針

[教育施設]

- ・児童・生徒達が充実した学校生活を送ることができるよう、既存の学校施設等の適切な維持・管理に努めます。
- ・社会情勢や児童生徒数の推移を見据えながら、学校施設・給食センター等の施設整備計画の検討を進めます。

[コミュニティ施設]

- ・公民館や体育館、図書館など、市民のコミュニティ活動や、文化・交流・スポーツ等に活用される施設については、より多くの人々が利用しやすいよう、施設の機能充実や適切な維持・管理に努めるとともに、施設周辺における交通安全施設の整備やバリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの導入を図ります。
- ・地域の人々が気軽に集うことのできる交流やふれあいの場として、暮らしに身近なコミュニティ施設の整備・充実に努めます。

[福祉施設]

- ・少子高齢社会に対応し、高齢者や障がい者などが安心して暮らせるよう、健康福祉活動の拠点となる氏家保健センター、喜連川保健センター、氏家福祉センター、喜連川社会福祉センターの施設充実を図るとともに、交通アクセス環境の整備や、情報システムの確立による施設間の連携充実などに努めます。
- ・また、子育て支援体制の充実に向けて、児童センターの充実を図るとともに、保育需要等を考慮した保育所の適切な配置や利用環境の向上に努めます。

4 自然環境の保全・活用の基本方針

■ 基本的な考え方

- さくら市固有の水・緑環境の次世代への継承
- 骨格的な水・緑のつながりの形成
- 良好な森林・農地の保全と市街地内の緑化の推進
- 環境にやさしい循環型社会の形成

(1) 水・緑環境の保全・活用の方針

① 骨格的な水・緑空間の保全・育成

- ・ 喜連川丘陵における良好な樹林地については、動植物の生息状況を十分把握しながら保全・育成に努めます。
- ・ 市全域に広がる優良な農地については、農業振興の観点から圃場の整備や農地の集団化を促すとともに、農業振興地域及び農用地区域の運用による適正な保全・育成に努めます。
- ・ さくら市を代表する水辺空間となる鬼怒川においては、水質の保全・浄化や礫河原の再生、外来生物の防除、生態系の維持・育成を支えるビオトープ（生育・生息場）づくりに努めるとともに、市民の親水レクリエーションの場として、氏家ゆうゆうパークの機能充実に努めます。

② 水・緑のつながりを形成する拠点と軸の形成

- ・ 活動中心拠点（氏家市街地）、生活交流拠点（喜連川市街地）、産業拠点など、各種拠点の重点的な緑化により象徴性を高めます。
- ・ 各種拠点を結ぶ主要な幹線道路等については、沿道の緑化や、市民との協働による花木の植栽を積極的に行うなど、緑の軸としての環境づくりを進めます。
- ・ 氏家総合公園、鬼怒川運動公園、菖蒲沢公園、勝山公園・氏家ゆうゆうパーク、お丸山公園など、水や緑に恵まれた環境の充実に努めます。
- ・ 五行川、荒川、内川、江川については、未改修箇所での積極的な整備を促すとともに、親水護岸や歩行者空間の整備、沿岸部の緑化など、魅力ある河川空間の形成に努めます。
- ・ さくら市を象徴する緑の資源として、早乙女の桜並木、鬼怒川や荒川の桜堤、お丸山公園や勝山公園・氏家ゆうゆうパークなどの桜スポットの保全・育成を図りながら、既存の桜資源や新たな桜資源の連携確保に努め、市全体の桜の名所づくりを進めます。

③ 身近な水・緑環境の保全・創出

- ・ 公共施設、道路、河川等の公共空間における緑化を推進するとともに、住宅地、商業地、工業地の特性に応じた身近な水・緑環境の保全に努めます。
- ・ 市街地縁辺部の樹林地や休耕農地等の活用のため、土地所有者との連携・協力のもと、市民緑地や市民農園・観光農園など、自然体験型レクリエーションの場づくりに努めます。

(2) 循環型の都市づくりの方針

① 温室効果ガスの低減

- ・ 鉄道・バス等の公共交通機能の充実や歩行者環境の整備等により、自動車利用の抑制・効率化を図り、二酸化炭素の排出削減やエネルギー消費の軽減に努めます。

② 新エネルギーの活用

- ・ 自然環境との共生や周辺景観との調和等に配慮しつつ、太陽光発電やバイオマス等のクリーンエネルギーの導入を図り、公共施設・公園・街路灯への有効活用、環境共生住宅地の形成、住宅の更新時における省エネルギー型建物の普及促進等に努めます。

5 都市防災の基本方針

■ 基本的な考え方

- 災害対策活動の拠点となる施設等の機能充実
- 地震や火災などの災害に強い都市構造の形成や地域防災力の強化
- 台風や集中豪雨に伴う土砂災害や水害などの未然防止

(1) 都市防災の方針

① 防災拠点等の整備及び機能充実

- ・広域的な災害時における、周辺市町との連携や緊急活動を支える施設として、道の駅きつれがわに併設される河川防災ステーション、広域防災拠点として氏家総合公園の機能維持・充実を促進します。
- ・災害対策活動の中核拠点として位置づけられるさくら市本庁舎等においては、必要に応じながら、建築物の耐震化や不燃化、防火水槽の設置、生活必需品や防災資機材等を保管する備蓄倉庫の整備を図ります。
- ・被災住民の避難拠点に位置づけられる小学校等においては、防災機能の強化、備蓄倉庫の設置等に努めます。

② 災害に強い都市空間の形成

【交通環境の整備】

- ・緊急輸送道路に位置づけられる道路の未整備区間の早期整備を推進します。
- ・幹線的な道路については、災害時における安全な避難経路や広範囲の延焼を防止する延焼遮断帯として機能するよう、拡幅整備や沿道建築物の不燃化、沿道緑化の促進等に努めます。

【避難所・避難場所の整備】

- ・避難所に指定される公共公益施設等については、耐震性の確保を図るとともに、停電・断水等の事態に備えた設備や情報伝達のための設備充実に努めます。
- ・災害時における避難の場や復旧の場として役立つよう、主要な公園や緑地における防災機能の整備に努めます。

【市街地等の整備】

- ・市街地における防災性の向上を図るため、防火地域又は準防火地域の指定による建築物や地域の不燃化、避難経路となる狭隘街路の拡幅、避難場所となる公園やオープンスペースの確保、道路や河川沿いの緑化による延焼遮断帯の整備等に努めます。
- ・氏家市街地や喜連川市街地、生活基盤の不足する住環境改善地区（大野地区・上野地区）においては、円滑な消防救急活動や緊急車両の通過などが図られるよう、主要な生活道路の整備充実に努めます。
- ・個々の建築物等の耐震性向上を図るため、木造住宅の耐震改修等や危険なブロック塀等の撤去改修の促進に努めます。

【空家等の適切な管理】

- ・地域住民に対する安全や防火・防犯等の視点から悪影響が懸念される空家等については、放置の抑制や適切な管理に向けた取組に努めます。

【ライフラインの確保】

- ・水道、電気等のライフライン施設については、災害時においても機能が確保されるよう、関連施設の耐震化の促進や老朽箇所の機能更新等に努めます。

③災害の発生の防止

- ・台風や集中豪雨等による土砂災害や、洪水による浸水被害等の発生を未然に防止するため、鬼怒川及び荒川等における堤防機能の強化や堆積土除去、急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等の砂防施設の整備、市街地における雨水排水路の整備、河川未改修箇所における改修事業の促進等に努めます。
- ・雨水の一時的な浸透・貯留機能を有する丘陵地の森林や水田等の保全を図り、雨水の急激な流出抑制に努めます。

④地域防災力の強化

- ・地域コミュニティによる自主防災組織の育成・強化を図り、災害発生時における迅速かつ的確な初期活動の実施や、高齢者・障がい者などの災害弱者に対する救出・救護体制の確立に努めます。
- ・洪水による浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び避難所等を示した防災ハザードマップの公表とともに市民の防災意識の向上に努めます。また、洪水発生時には、防災行政無線やエリアメールなどに加えSNSの活用により、適切な避難情報の提供を図ります。

6 景観・街並み形成の基本方針

■ 基本的な考え方

- 魅力ある水・緑の自然景観の形成や地域の個性を活かした景観・街並みの形成
- さくら市を特徴づける資源を活用した愛着の感じられる景観づくり

(1) 景観・街並み形成の方針

①親しみと魅力を感じさせる自然景観の形成

- ・市北東部に一望される喜連川丘陵の山並みや緑については、市街地の背景となる大切な景観として、既存の法制度を活用した積極的な保全に努めます。
- ・市内から見渡すことのできる、日光や那須連山の雄大な眺望の確保に努めます。
- ・四季折々の田園風景の広がりや、起伏に富んだ里地・里山の景観を形成する、良好なまとまりのある農地の保全・育成に努めます。
- ・鬼怒川、五行川、荒川、内川、江川の主要な河川においては、水辺や動植物の保全を図るとともに、沿岸の緑化や緑道の整備、ごみの不法投棄防止や美化活動の推進などに努め、ゆとりと潤いのある河川景観づくりを進めます。

②地区の特色を活かした個性的な景観・街並みの形成

【住居系】

- ・住居系エリアにおいては、生けがきづくり奨励事業の活用による生活道路沿いの緑化等に努めます。
- ・面的な整備が行われた低層住宅地においては、建物の意匠の誘導に努め、良好な街並み景観の形成を図ります。
- ・一般住宅地においては、既存の街並みとの調和が図られるよう、住宅の新築・建て替え時に建物の高さや意匠に配慮を促すなど、修復的な景観の整備に努めます。
- ・緑豊かな林間住宅地においては、地区計画に基づくまちづくりの取り組みを進め、快適な街並み景観の形成を図ります。
- ・集落地においては、落ち着きある集落景観の維持が図られるよう、ゆとりある敷地規模や建物形態の確保、屋敷林の保全や敷地内緑化の促進を図ります。
- ・小規模な宅地開発が散在的に進む住環境改善地区においては、適正な宅地開発の誘導・調整を図りながら、地区計画等の指定による建物形態等の規制・誘導に努め、周囲の街並みや田園環境との調和に配慮した景観づくりを進めます。

【工業系】

- ・既存工業地においては、周辺環境との調和に対する意識高揚を図りながら、工場敷地の外周や敷地内の緑化を促すなど、地域に親しみや潤いを与える工業地景観の形成に努めます。
- ・新規工業地においては、人工的な印象を与えない、周囲の自然環境や生活環境との調和のとれた景観形成に努めます。

【商業系】

- ・氏家市街地の商業地においては、街並みの一体感を醸成する建物の意匠や色彩の誘導、店舗等の正面の外観整備、修景緑化、歩道の確保や電線の地中化、夜間の景観に配慮した街灯の設置などに努め、ゆとりと賑わいの感じられる商業地景観の形成を図ります。
- ・喜連川市街地の商業地においては、建物の意匠や色彩の誘導、屋外広告物やサインの統一化、歩行空間の演出などに努め、周囲の山並み景観との調和のとれた、古くからの趣きの感じられる商業地景観の形成を図ります。
- ・国道4号の沿道サービス地においては、建物の意匠や色彩に対する規制や、質の高い看板・

広告物への誘導を図るなど、すっきりとした街並み景観の形成に努めます。

- ・国道 293 号の沿道サービス地においては、街並みのまとまりに配慮した建物の立地誘導を図りながら、周囲の自然環境との調和のとれた景観形成に努めます。

【主要な道路沿い】

- ・広域幹線道路や幹線道路などの主要な道路沿いにおいては、地域や道路の特性を踏まえながら、沿道緑化、広告物の適切な規制・誘導、案内板や照明灯のデザイン性の向上などに努め、良好な景観形成に努めます。

【主要な公共空間】

- ・JR 氏家駅や蒲須坂駅周辺においては、駅舎と駅前広場との調和が図られた、市の玄関口としてふさわしい親しみのある景観形成に努めます。
- ・公共公益施設等については、建築物の意匠・色彩等の周辺環境との調和、緑化等に努めます。

③ 貴重な景観資源の活用

- ・さくら市の名にふさわしい桜の郷づくりに向け、早乙女の桜並木、鬼怒川や荒川の桜堤、お丸山公園や勝山公園・氏家ゆうゆうパークなどの桜スポットの保全・育成と、新たな桜資源の創出に努めます。
- ・市街地に残る歴史的景観資源として、由緒ある建造物、寒竹囲いや板塀、御用堀などの維持・保全に努めるとともに、地域の特色を活かした散策路の整備を進め、歴史的街並みの形成を図ります。

④ 景観行政の推進

- ・平成 26 年に景観法に基づく景観行政団体へ移行し、平成 29 年には景観計画を策定したことから、ふるさとの優れた景観の保全と創出を図り、次世代へ引き継ぐとともに、景観法に基づく諸制度を活かした景観施策を行い、地域の特性に応じた景観形成の実現を目指します。

⑤ 景観計画重点地区の推進

- ・景観計画に基づき景観形成上重要な地区として「櫻野の奥州街道沿道地区」と「御用堀・寒竹囲周辺地区」を候補地区として選定しており、今後、指定に向けた取組を推進していきます。
- ・今後の地域の要望等を踏まえて、さらなる重要地区の指定について推進を図ります。

7 交流環境形成の基本方針

■ 基本的な考え方

- 市街地における様々な交流をさくら市の賑わいや一体化につなげる環境づくり
- 観光・文化・レクリエーション・スポーツの機能を活かした交流基盤の整備
- 情報・通信環境の一層の向上による地域情報化の推進

(1) 市街地活性化の方針

①氏家市街地（活動中心拠点）の賑わい環境づくり

- ・氏家市街地においては、これまでの人口や都市機能の集積を活かしながら、街なか居住の促進や商業・業務機能の充実などを図り、市民の様々な活動が展開される賑わいの環境づくりに努めます。
- ・JR氏家駅の周辺においては、既存ストックである市街地周辺の機能充実や周辺環境整備を進め、来街者の誘導・促進に努めます。

②喜連川市街地（生活交流拠点）の賑わい環境づくり

- ・喜連川市街地においては、観光資源や歴史的・文化的資源を有する特性を踏まえながら、安全・安心な居住環境づくり、日常的なサービスを提供する商業機能の強化、良好な街並み形成、観光型商業機能の拡充などを図り、より多くの人の定住や観光が促される環境づくりに努めます。
- ・来街者の増加や回遊性の向上に向けて、交流の中心となる和い話し（わいわい）広場の機能充実や、街なか散策路の整備・充実を図るとともに、周辺のレクリエーション・スポーツ施設や温泉施設等との連携強化に努めます。

③市内交流軸の形成

- ・さくらロードの整備を推進し、氏家市街地と喜連川市街地の住民の活発な交流を促します。

(2) 交流（観光・文化・レクリエーション・スポーツ）環境整備の方針

①観光資源の充実

- ・周辺市町の観光資源との近接性を活かした広域的な観光圏の形成を目指し、さくら市固有の豊かな自然資源や歴史資源の維持・充実を図るとともに、広域的な連携を支える道路網の整備や、市内の移動がしやすい交通網の形成に努めます。
- ・市全体の観光地としての魅力を高めるため、観光の核となる拠点的な施設として、氏家地区の瀧澤家住宅やさくら市ミュージアム、喜連川地区のお丸山公園や道の駅きつれがわ、温泉施設などの機能充実を図るとともに、観光客の回遊性を高める拠点間連絡網の形成や散策路の整備、デザイン化された案内板や解説標識の設置などに努めます。
- ・市全体の桜の名所化に向け、奈良・平安時代の古代東山道に咲くさくら市指定天然記念物である将軍桜をはじめ、桜のポイントとなる早乙女の桜並木、鬼怒川や荒川の桜堤、お丸山公園や勝山公園・氏家ゆうゆうパークなどの桜スポットの維持・充実を図るとともに、ポイントを結ぶ桜の連携軸として、主要な道路沿いや散策路への桜の植栽を進めます。
- ・グリーンツーリズムやエコツーリズムなど、地域固有の自然や歴史を活かした、都市と農村の交流を促す新たな体験型観光の場づくりに努めます。

②文化的環境の形成

【歴史や文化とのふれあいの場づくり】

- ・お丸山公園、勝山公園（さくら市ミュージアム、勝山城跡など）においては、市の貴重な財産となる歴史や文化を肌で感じ、後世に継承していく場として、周囲の自然環境との調和を図りながら、施設の充実、交通アクセス環境の強化、散策路の整備などに努めます。
- ・さくら市を訪れる人に心の安らぎを与える歴史的・文化的遺産として、足利家歴代墓所や寒竹囲い・御用堀などの保全・継承に努めます。
- ・暮らしに身近な寺院・神社等については、地域住民の交流や伝統行事を支える貴重な地域資源として、保全・活用策の検討に努めます。

【様々な活動の場づくり】

- ・市民の多様な文化活動を支える拠点として、公共公益施設等の機能充実や利用環境の向上に努めます。

③レクリエーション・スポーツ環境の整備

- ・水や緑とふれあい、訪れる人たちが憩うことのできる場として、鬼怒川沿いへのフットパス（歩行者専用の路地：風景を楽しみながら歩くことができる小道）整備や、氏家ゆうゆうパーク、水辺公園等の機能充実を図り、親水性あふれる水辺空間の維持・育成に努めます。
- ・市民の健康増進を図るため、より多くの人々が気軽にスポーツを楽しめるよう、総合公園、鬼怒川運動公園、菖蒲沢公園等における運動施設の充実や、交通アクセス環境の強化に努めます。
- ・ゴルフ場については、本市への誘客を図る貴重な資源の一つと位置づけ、その環境の保全に向けた適正な誘導・調整に努めます。

（3）情報通信環境整備の方針

①情報通信基盤の強化

- ・市民生活の利便性向上に向けて、より多くの人々が容易に情報を入手・活用できるよう、Wi-Fi 環境の整備、民間電気通信事業者への要請等による、ブロードバンド等の情報インフラの整備・充実に努めます。

②情報サービス機能の充実

- ・市民の安心な暮らしを実現するため、地域や家庭を結ぶ情報通信網の構築を図り、高齢社会に対応した医療・福祉サービスへの活用などに努めます。